議案第 17 号

多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例の制定について

多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例

 令和
 年
 月
 日

 条例第
 号

多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年多可町 条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

- 第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための 移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車 及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法 により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に

運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「設置するときは、」の次に「その行う保育に支障がない場合に限り、」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防 及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定 期的に実施する」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の2、第7条の3、第10条及 び第14条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表

現 行	改正
	(安全計画の策定等)
	第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事
	業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対す
	る事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活に
	おける安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全
	<u>に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、</u>
	当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
	2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研
	修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
	3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られる
	よう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならな
	4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の
	変更を行うものとする。
	(点利 大き) 写ることでは、「日本 のご たのかにひ)
	(自動車を運行する場合の所在の確認)
	第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動である。 またのはの知思いは思の辞動のために自動車が実行する。 現場がは思の乗車及び
	動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び 降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法によ
	2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的
	とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた
	<u>こした自動車、運転有所及いこれと並ずいが実施並いにこれります。で援力に備たられた</u> 前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の熊様を勘案してこれと同程度に利
	用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。) を日常的に運行する
	たきは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備
	え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わな
	ければならない。
	<u>1/4 いみ、カンスペー。</u>
 (他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)
	(1/2)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応 じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等 の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並び に利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う 保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一 部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関 第13条 削除 しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を 辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又 はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

 $3 \sim 5$ (略)

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又 はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため の研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努め なければならない。

 $3 \sim 5$ (略)